コロナ感染症下における

ウォーキングイベントの開催についての指針

(令和4年5月30日版)

日本マーチングーリーグ加盟 各実行委員会様 オールジャパン・ウオーキングカップ加盟 各実行委員会様 一般社団法人日本ウオーキング協会会員 都道府県ウオーキング協会様

一般社団法人日本ウオーキング協会 サークル・グループ会員様

2022 年 5 月 30 日 一般社団法人日本ウオーキング協会

新型コロナウイルス感染症下におけるウォーキングイベントの開催については、一昨年の2月以降何回にもわたって当協会としての指針を出し、実施に際してのガイドラインも発行して、開催の可否を検討する際の、また、実施する際の安全を担保する上での皆様の参考に供して来ました。

最新の指針は今年1月14日付のものです。この指針では、第6波の趨勢や、変異株による感染状況及びワクチン接種の実施状況等を見守りながら、従来通り慎重に開催の可否決定及び運営を行うこととすることを前提に、ウォーキングイベントの開催を可とする考えを踏襲しました。

その後のコロナウイルス感染症の状況は、第6波という今まで経験したことがない大波に見舞われましたが、2月上旬をピークにその後は減少に転じ、4月、5月の人の移動の激しい時期にやや揺り戻しはあったものの、減少傾向が続いています。とはいえ、1日の全国の感染者数が高い水準にあることも事実です。一方で、ワクチン接種は3回目がほぼ終わり、6月からは高齢者を中心とした第4回目の接種も始まります。政府は、6月から1日に入国できる外国人の数を1万人から2万人に増やす予定です。また、6月10日からはほぼ2年ぶりに観光目的の外国人の入国も認める方針を打ち出しました。マスクの着用に関する規制も、戸外では近距離での長時間の会話をしない限り着用の必要はないという方向に緩和をされました。私達が新型コロナウイルス感染症への対応の仕方を学んできていると同時に、ワクチンの接種や治療薬の開発などが進み、その結果として、経済活動も徐々に旧に復して来ています。

さて、このような状況の中で、今後のウォーキングイベントの開催についての当協会の見解ですが、基本的な考え方は以下の通りです。

ウォーキングイベントは、人の密集する出発式や一斉スタートなどの一部を除くと、本質的に感染機会と言われる、いわゆる三密が発生する機会の比較的少ないイベントです。即ち、ウォーキングに特化したウォーキングイベントは、感染対策をしっかりすることで感染リスクが低くなりま

す。このことは、コロナ感染が発生して以来の、小規模な月例会から大規模で 5,000 人余の参加者を集めた日本スリーデーマーチ等の多くの事例で実証されています。現在までは、ウォーキングイベントが原因となったコロナ感染は全く報告をされていません。一方、コロナ下での長期に及ぶ引き籠り生活に起因する肥満、体力・筋力減退、免疫力低下、うつ症状者の激増等の健康二次被害の予防には、戸外のおける軽度の運動をすることが望ましく、中でもウォーキングは最も適したものと考えられます。

以上のような認識から、当協会としてウォーキングイベントの開催に関する指針については、基本的に1月14日版を踏襲することに致しました。ウォーキングイベントは、感染リスクの高いイベントではない上に、コロナによる健康二次被害の解決の有力な一手段になるので、**緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令下を除いては開催を妨げるものではない、しかし、開催に際しては、感染防止の観点で細心の注意を払って行わなければならない、というものです。**

但し、5月に内閣府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が更新され、マスク着 用に関する規制が緩和されましたので、これを反映して、「コロナ感染症下でのウォーキングイベン ト開催に関する感染拡大予防ガイドライン」第3版を改定して、第4版としましたので、開催に関 してはこれを参考にされるようお願い致します。出発式やウォーミングアップ、一斉スタートも条 件付きながら可としました。

ウォーキングイベントも一種の「社会の公器」と言えます。社会との共生ができない、社会の人達から受け入れられないイベントは、開催も出来ません。従来の指針でも、「開催地自治体の意向に沿う」「開催地地元住民の感情に配慮する」等を謳ってきましたが、今回の指針でもこの点を改めて強調したものとしました。開催団体におかれては、イベントの規模の大小に関わらず開催に際して、感染予防対策に加えて、この点に対しては細心の注意を払って慎重な運営をされるよう切にお願い致します。

尚、本指針は皆さんの自主的な判断や決定を妨げるものではなく、参考にして頂く目的で作成を したものです。最終的な開催の可否についてはそれぞれの実行委員会等で決定をして下さい。コロナ下での開催の実例やご相談については、遠慮なく当協会へお問合せ下さい。

〈指針〉

原則として、開催会場及びコース沿線の都市が「緊急事態宣言」、或いは「まん延 防止等重点措置」発令下に無い限り、規模の大小に関わらず、出発式等密集の発 生しやすい付帯行事を省いてウォーキングに特化するウォーキングイベントの開 催は可とする。但し、コロナ情勢は刻々と変化していることを考えて、常に情勢 を注意深く見守り、従来にも増して慎重に開催の可否決定及び運営を行うことと する。

特に、

- 1. 開催や運営方法に関しては、開催地自治体の意向を尊重し、運営方法に関する指導に従い、従来以上に厳格な感染予防対策を講じること。
- 2. 中大規模イベントについては、都道府県を超えての参加が見込まれるので、 開催地自治体と協議の上、参加者の上限を定める、必要に応じて参加者の在 住地区或いは地域を絞る、参加者をワクチン3回以上接種者或いは直近一週 間以内の陰性証明保有者に絞る、非常事態宣言、或いは、まん延防止等重点 措置発令下の都市からの参加を認めない、などの検討をすること。
- 3. 開催地やコース上の住民の感情に充分配慮すること。

尚、ウォーキングイベントも社会の公器であるとの認識に立ち、上記 1 及び 3 に 関し、具体的には次の措置を講じること。

- ① 開催地自治体と、コースが通過する自治体や使用施設(公園等)管理者に対して、事前に計画の概略と感染防止対策の説明をし、了解を得ること。また、指示があった場合にはそれに従うこと。
- ② 開催地並びにコースが通過する道路を管轄する警察署に対して、事前に計画の 概略と感染防止対策の説明をし、指示あれば道路使用許可申請をして認可を 受けておくこと。
- ③ 大会パンフレットや大会HP等の広報手段を使って、感染防止策を公にして おくこと。
- ④ 開催地やコースが通過する自治体住民からの問い合わせや意見などに対して、 誠意をもって懇切丁寧な説明をし、対応をすること。

更に、実施する際のイベントの運営方法については、当協会が発行している、「コロナ感染症下でのウォーキングイベント開催に関する感染拡大予防ガイドライン 第3版」、及び、「JWA/新型コロナウイルス感染症予防対策」を参考にし、これらを順守するものとする。

尚、本指針は、令和4年5月23日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、各都道府県知事宛に発出されている「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」や、同日付の事務連絡「『基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係わる留意事項等について』の補足について」に基づき、これに直近のコロナ情勢に対するJWAの見解を加えて見直したものです。今後もコロナ情勢の変化やそれに伴う国の指針等の更新などの機を捉えて、本指針を更新して参ります。ウォーキングイベントの開催及び運営を考える上で、参考に供して頂ければ幸いです。

以上

参考資料:

- ① 令和4年5月23日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催 制限、施設の使用制限 等に係る留意事項等について」)
 - https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220523.pdf
- ② 令和4年5月23日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について
 - https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220527.pdf
- ③ 令和4年5月30日付一般社団法人日本ウオーキング協会発行 「ウォーキングイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 第4版」